

質 疑 応 答 集 (Q & A)

区 分	質 問	回 答
補助対象	増築は補助対象となりますか？	増築及び改築は補助対象外です。
	アパート、戸建て賃貸住宅を建築するが、対象となりますか？	アパート等の賃貸住宅は対象となりません。
	土地の取得は対象となりますか？	土地の取得のみは対象となりません。
	別荘は対象となりますか？	別荘は対象となりません。
	店舗との併用住宅の場合も対象となりますか？	住宅用部分の面積が延床2分の1以上であれば対象になります。面積按分により費用を算出します。
	私の家に同居中の息子(娘)が結婚するため、同一敷地内に住宅を新築する場合は補助対象となりますか？	申請者となる子の世帯と親世帯が世帯分離を行う場合は対象となります。
	住宅が古くなったため、家を取り壊し、一度借家に転居後、住宅を新築するが補助対象となりますか？	既存住宅の建替えにあたるため、対象となりません。
	親が所有している土地に、新築する予定ですが、補助対象となりますか？	土地について要件は定めていませんので、補助対象住宅に該当した場合、対象となりますが、実績報告書には、土地の登記事項証明書を添付してください。
	別々に暮らしていた親子が、住んでいる住宅を建替えて同居することになった場合は補助対象になりますか？	新築した住宅が転入してくる子の名義であれば補助対象となります。 また、町内で賃貸住宅に住むお子さんの初めての持ち家となる場合も対象となります。 ただし、幕別町に住んでいる親が建てる場合は、建替えとなるため対象となりません。 また、親からの相続や贈与等により、子が住宅の取得に対し負担が発生しない場合は対象となりません。

	新築住宅建設費が2000万円でした。親から500万円の贈与を受けましたが補助対象となりますか？	取得費用が1500万円であり、取得対価を伴っているため補助の対象となります。
	前の所有者が、新築として補助金の交付を受けていた住宅を、別の者が中古で取得する場合、新しい所有者は補助対象になりますか？	対象となりますが、前所有者の方には、居住条件に応じて、補助金を返還していただきます。
	申請する時には39歳ですが、建設途中で誕生日を迎え、完成する時には40歳になります。補助対象となりますか？	申請者およびその配偶者が基準日（交付申請書を提出する年度の4月1日）において要件を満たしていれば、対象となります。
	工期の予定では、申請時に17歳の息子（娘）が、家を建つ時には18歳になる予定なのですが、加算の対象になりますか。	子ども加算の条件となる年齢の基準日は実績報告時です。その時にお子さんが18歳になっている場合は加算の対象になりません。
補助申請	共有名義の住宅の場合は誰が申請者となりますか？	所有割合の多い方で申請し、2分の1ずつであればどちらでも構いません。（ただし、同世帯である必要があります。）
	町内業者の判断基準はどのように行いますか？	原則として、契約先が町内に本社若しくは本店を有している法人又は個人のうち住宅建設業を営んでいる者又は宅地建物取引業法に基づく許可を受けている者としてします。
	所得制限はありますか？	所得制限はありません。
	「市町村税等」とは、具体的に何を指しますか。	地方税法第5条に規定する普通税及び目的税と、市町村に納めるべき使用料等以下のとおりです。 （市町村民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・上下水道料金・公営住宅家賃・保育料・給食費）

	補助金の交付決定通知が届かないと、住宅建設着工(中古の場合は売買契約)ができないのでしょうか。	交付申請書を着工(または契約)前に提出いただきましたら、申請内容に不備がなければ、決定通知が届く前でも、住宅の建設(または契約)を進めていただいて構いません。 ただし、もし、不足書類があったり、納税状況等の条件が整わない場合は、交付決定できませんので、必ず申請条件を整えて申請してください。 申請書類は提出後、平日2～4日で内容を確認し、不備がある場合は、申請者にご連絡いたします。
	家族は、家が建ってすぐに引越するのですが、自分(申請者)は仕事の都合で半年後まで、補助対象住宅に住むことができません。申請は可能でしょうか。	一時的に町外に住所を生活の本拠とせざるを得ない場合、家族が実績報告時から居住を開始されることを条件に申請可能です。実績報告時に理由書をご提出いただきます。その際に申告された単身赴任の期間後には、居住を開始してください。
加算対象	補助住宅に引越してすぐに、子どもが誕生しました。実績報告前ですが、加算の対象になりますか。	実績報告前にお子さんが出生している場合は、対象となります。ただし、実績報告の期限は建物の引渡し後30日以内ですので、過ぎないようにご注意ください。 補助金変更交付申請書(様式第5号)を、出生日がわかる書類(住民票、母子手帳の写し等)を添付し、実績報告前にご提出ください。
	申請後に、18歳未満の子どもがいる人と結婚の予定です。加算の対象になりますか。	実績報告前に結婚された配偶者のお子さんを申請者の子として入籍された場合は加算の対象になります。補助金変更交付申請書(様式第5号)を、実績報告前にご提出ください。
	18歳未満の孫が同居しますが、加算の対象になりますか。	加算対象となるのは、申請者自身の子(実子及び養子)です。孫は対象になりません。

	令和8年3月に申請して、住宅の引渡しが令和8年7月になる予定です。補助対象になりますか。	令和8年3月31日以前に交付決定がされた申請は、現行の要綱に基づいて補助します。
返 還	補助後、町外に転出することになりました。補助金は返還しなければならないのですか？	返還基準に基づいて審査し、虚偽や不正な手段により、補助金の交付を受けたときは全部の返還を、引き続き10年以上居住することが出来なくなった場合には、居住年数に応じて計算した額を返還しなければなりません。
	申請者本人が補助金交付申請時又は補助金交付後、単身赴任で転出する場合には返還しなければならないのですか？	申請者の従事している仕事など、一時的に町外に転出する場合、補助対象住宅に申請者以外の世帯員が引き続き居住しているのであれば、要件を満たしているものとして返還の対象にはなりません。
	補助後、住宅の一部を店舗にしたいのですが、補助金は返還しなければならないのでしょうか。	居住部分が総延べ床面積の1／2以上の場合は、申請者が所有し住み続けるのであれば、返還の対象になりません。
そ の 他	国や都道府県、町の住宅関連の補助金との併用はできますか？	国や都道府県、町の補助金の交付を受けていても、マイホーム応援事業補助金を受けることができます。 申請のタイミングや手続き方法は、それぞれの補助金で異なりますので、必ず確認をして申請をしてください。